

広報

うらうす

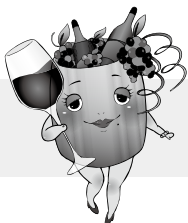
2023
No.705

6

スマホ教室を開催します! . . . P 1
だれでも食堂祭り開催 . . . P 1



浦臼小学校 田植え体験



浦臼町公式SNS



スマホ教室を 開催します！



- ・これからスマホを使ってみたい。
- ・スマホを持っているけれど、使い方がわからない。

そんな方におすすめです！スマホショップの店員さんを講師に迎え、
使い方をレクチャーしていただきます。

日 時：6月30日（金） 13：30～15：30

場 所：役場1階 集会室

※スマホを貸し出したしますので、スマホをお持ち
でない方も参加できます。

定 員：16名（先着順）

スマホをお持ちの方は、当日ご持参下さい。

参加費：無料

内 容：①電話をしよう。

②文字入力をマスターしよう。

講 師：ドコモショップ滝川店スタッフ

申込方法：6月23日（金）までに下記申込先まで電話にてお申し込みください。

参加申込・問い合わせ先 総務課企画係 電話：68-2111

だれでも食堂祭り開催

浦臼の野菜をできるだけ使用して月に1回町民が開く、町民のための食堂です。

6月のだれでも食堂は、「だれでも食堂祭り」を開催いたします。

今回は予約なしで参加でき、食事も選べます。また、ゲームを行う予定ですので、多くの方のご来場
をお待ちしております。

日 時：6月17日（土） 11：30～13：30

開催場所：ふれあいの家（中央団地敷地内）

**メニュー：・サンドイッチ ・焼きそば ・スープ ・ザンギなど
（好きな食事が選べます）**

※テイクアウトはありません。

料 金：大人200円 18歳以下無料

申 込 先：電話：090-2811-8196 代表 鎌田 眞美



※会場が使用できない場合は中止となります。

※メニューは材料の調達の都合で変わることもあります。

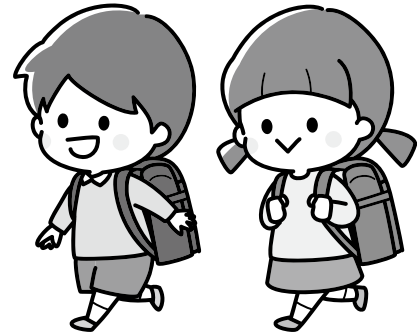
児童手当制度のご案内

○支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

○支給額

児童の年齢	児童手当の額 (1人あたり月額)
3歳未満	一律15,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円)
中学生	一律10,000円



※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が所得制限限度額以上、所得上限限度額未満の場合は特例給付として月額一律5,000円を支給します。

○支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月の10日に支給します。

(例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

現況届が原則提出不要になりました！

児童の養育状況が変わっていなければ、下記に該当する方を除き、現況届の提出は不要です。

(現況届の提出が必要な方)

- ・ 配偶者からの暴力等により、住民票の住所と異なる市町村で受給している方
- ・ 支給要件児童の戸籍がない方
- ・ 離婚協議中で配偶者と別居されている方
- ・ 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者
- ・ その他、浦臼町から提出の案内があった方

※提出が必要な方には現況届を送付しますので、期日までに提出をお願いします。

お問い合わせ 住民課住民係 電話：68-2112

無料法律相談会の開催

雨竜町在住の司法書士・行政書士 木村幸一先生による無料法律相談会が下記日程で開催されます。

日時 6月14日(水) 午前10時～12時

場所 浦臼町商工会館

相談内容 相続・遺言・登記(法人・不動産)、債務整理、民事裁判、成年後見等

お問い合わせ 浦臼町商工会 電話：67-3331

有料広告

あなたの
悩みに

面談
電話 **完全無料**

相談予約
ダイヤル **0125-22-8373**
平日 10:00～16:00(12:00～13:00を除く)

コタエを
出します

気軽に
電話で相談 **011-281-8686** 1回15分
相談無料

ハロー弁護士相談 月～金曜日10:00～16:00(祝日・年末年始は除く)

※掲載の時間や相談方法は予告なく変更する場合がございます。

札幌弁護士会 中空知法律相談センター

令和5年度 国民健康保険税のお知らせ

令和5年度の国民健康保険税が下記のとおり決定されました。

国民健康保険税は、主にみなさまの医療費によって計算しています。税率を抑制するため、町で実施している特定健診を受けるなど、日頃から健康に留意しましょう。

○令和5年度の税率

区分	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
賦課限度額	650,000円	※ 220,000円	170,000円
所得割(税率)	7.00%	2.30%	1.60%
均等割額(被保険者一人あたり)	28,000円	5,000円	8,000円
平等割額(一世帯あたり)	20,000円	5,000円	8,000円

※国の法定限度額の引き上げに合わせ、賦課限度額が変更になりました。

【賦課限度額】 後期高齢者支援金等分 200,000円 → 220,000円 (20,000円増)
医療給付費分・介護納付金分 変更なし

○低所得者に係る軽減

被保険者の総所得額が一定の基準以下の場合には、均等割額および平等割額が軽減されます。

軽減割合	基準 (令和4年中の軽減判定所得が下記の金額以下の世帯)
7割軽減	43万円 + 10万円 × (給与および年金所得者の数 - 1)
5割軽減	43万円 + (29万円 × 世帯被保険者数) + 10万円 × (給与および年金所得者の数 - 1)
2割軽減	43万円 + (53.5万円 × 世帯被保険者数) + 10万円 × (給与および年金所得者の数 - 1)

○未就学児に係る均等割額の軽減

子育て世代への経済的負担軽減の観点から、未就学児の均等割額が2分の1に軽減されます。すでに、低所得者に係る軽減が適用されている世帯は、軽減後の均等割額が2分の1に軽減されます。

○特定世帯および特定継続世帯の軽減

世帯の中の被保険者が後期高齢者医療制度に移行したことで、国民健康保険の被保険者が一人となった世帯のことを「特定世帯」といい、特定世帯に移行したあと5年間は医療給付費分・後期高齢者支援金等分に係る平等割額が2分の1に軽減されます。

また、5年経過後も3年間は、「特定継続世帯」として医療給付費分・後期高齢者支援金等分に係る平等割額が4分の3に軽減されます。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：68-2112

町税の納期のお知らせ

第1期納期限

6月30日(金)まで

町税(住民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税)は、**6月12日発送の納付書**で、納期限までに納付してください。すでに口座振替による納付をご利用の場合は、納期限の日に引き落としします。

やむを得ない理由によって期限内の納付が困難となったときは、納期限の日以前に必ず役場税務係までご相談ください。事前の相談なく町税を滞納した場合には、勤務先や金融機関などへの財産調査、給与や預貯金の差押えなど、法に基づいた厳しい滞納処分を行うことがあります。

納付方法は次のとおりです。

○口座振替による納付

下記の金融機関で口座振替による納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・ゆうちょ銀行
- ・ピンネ農業協同組合浦臼支所

《手続きに必要なもの》

- ・納税通知書 ・通帳およびその通帳の届出印

《手続き場所》 各金融機関の窓口

※**口座振替による納付は、納付しに行く手間もなく納め忘れも防ぐことができますのでとても便利で安心です。**

※ゆうちょ銀行で口座振替の手続きをされる場合は、申込書の「払込先」欄に次の内容を記入してください。

加入者名：浦臼町役場
口座番号：02780-9-960227
払込日：毎月末日

○納付書による納付

下記の金融機関窓口では手数料のご負担なく納付ができます。

- ・北門信用金庫 ・ピンネ農業協同組合
- ・浦臼町役場出納

※**ゆうちょ銀行では納付書による納付はできません。**

※**令和5年4月より『北海道銀行』窓口による納付は手数料がかかります。**

【第2期以降の納期限】

- * 第2期納期限 8月31日(木)
- * 第3期納期限 10月31日(火)
- * 第4期納期限 12月25日(月)

◆納税通知書の再発行はできません

例年、確定申告時期等に納税通知書の再発行を希望される方がいらっしゃいますが、納税通知書の交付は税を賦課するという「処分」であるため、再度行うことはできません。

受領された納税通知書は大切に保管してください。

お問い合わせ 住民課税務係 電話：68-2112

有料広告

ほくもんフリーローン『まねき猫』

ご融資金利 年5.0%、年7.0%、年9.0%、年14.0%
(固定金利・保証料含む) (平成27年4月1日現在)

※ご融資金利は保証会社の審査のうえで決定させていただきます。
※さらにお取引内容によって上記金利より年0.20%優遇いたします。

・ご融資額 500万円以内 ・ご利用期間 10年以内

※融資条件を変更する場合は、手数料がかかる場合があります。

※保証会社の審査によって、ご希望に添えない場合があります。

※詳しくは当金庫本支店窓口にお問合わせください。

他金融機関、クレジット、消費者金融で

ご利用中のローンの**借換もOK**

ふれあいを大切にする

北門信用金庫

<http://www.shinkin.co.jp/hokumon/>

北門信用金庫 浦臼支店 TEL 68-2011

介護予防・日常生活圏域二一ズ調査結果報告 ①

令和4年10月から11月にかけて空知中部広域連合と合同で行った「介護予防・日常生活圏域二一ズ調査」にご協力いただき、ありがとうございました。同時に実施した浦臼町独自調査の結果を今月から3回に分けてお知らせいたします。

1. アンケート概要

対象者：町内にお住まいの令和4年9月末日時点で65歳以上の方（要介護1～5の方は除く）

調査方法：郵送による

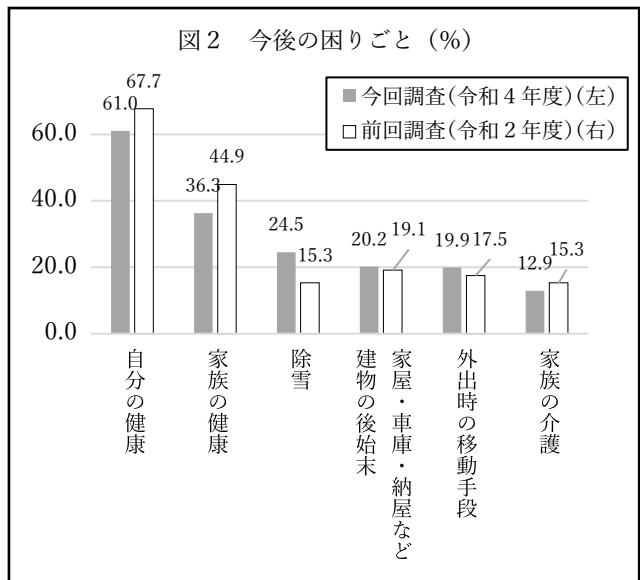
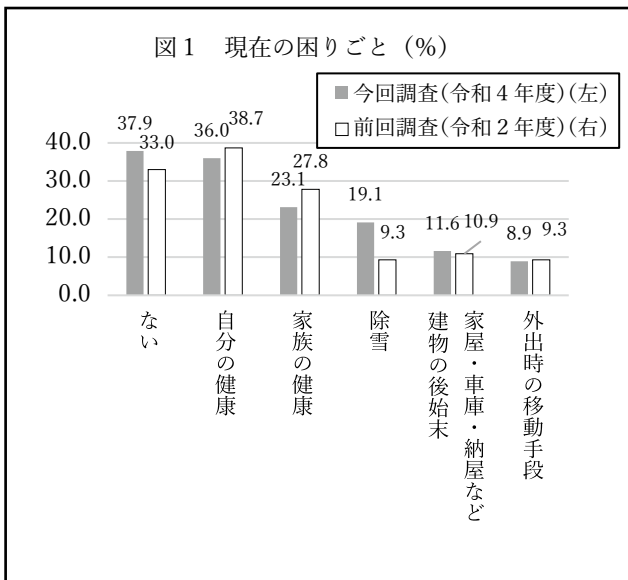
配布数：627人（前回：令和2年度～644人）

回収数：372人【男性177人（47.6%）女性195人（52.4%）】（前回～439人）

回収率：59.33%（前回～68.17%）

2. アンケート回答の結果

問1 生活の困りごとについて（5つまで選択）



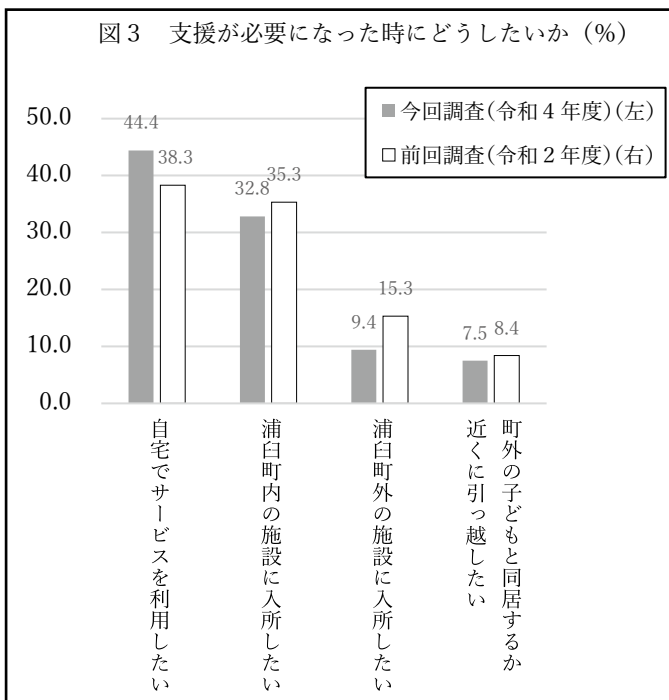
(1) 現在の困りごと（図1）

- ・主だった回答をパーセント化しグラフに示しました。これまでの調査時と同様、困りごととして多い内容はあまり変わっていませんが、「ない」と回答された割合が増加し、「自分の健康」「家族の健康」の割合が減少しています。
- ・「除雪」の割合が、前回よりも10%程増加しています。また、その年の降雪量にもよりますが、自宅敷地の除雪や屋根雪下ろしへの相談は例年多い状況となっています。
- ・「家屋・車庫・納屋などの建物の後始末」は前回調査より項目に追加しています。前回、今回とも困りごとの割合として高くなっています。
- ・「外出時の移動手段」に関しては、前回よりも低い結果となっています。
- ・男性では「家屋・車庫・納屋などの建物の後始末」が困りごととして多く回答されています。女性では「外出時の移動手段」を困りごととして回答されています。
- ・70歳代では「健康問題」「除雪」「経済的問題」の順、80歳代は「健康問題」「除雪」「家屋・車庫・納屋など建物の後始末」の順でした。

(2) 今後の困りごと (図2)

- ・今後生活をしていく中で不安に思うことはグラフのとおり、自分や家族の健康に不安を感じている方が多くなっています。特に今後の自分の健康について不安を感じている方が半数以上(61.0%)います。前回調査時は女性の方が男性よりも不安を感じている割合が高くなっていましたが、今回は男性の割合の方が高くなっていました。女性は「ない」と回答された方が増加しています。
- ・今回は今後の「除雪」への不安が、前回よりも9%程増加しています。
- ・「家屋・車庫・納屋などの建物の後始末」への不安は、前回調査同様に高い割合となっています。70歳代以降で高い割合となっています。
- ・現在困っている事では割合が低かった「外出時の移動手段」が5位までに入っており、年代では70歳代、男女では女性が多い結果となっています。
- ・「緊急時の対応」も困りごととして多くなっています(13.7%)。

(3) 支援が必要となった時にどうしたいか



- ・今回の調査では「自宅でサービスを利用して生活したい」が最も多く、前回調査時よりも6%程増加しています。
- ・「自宅でサービスを利用して生活したい」「自宅で家族だけにみてもらいたい」「浦臼町内の施設に入りたい」を合わせると82.3%を占めており、浦臼町内での生活を望まれている割合が高い結果となっています。前回調査時(80.9%)よりも増加しています。
- ・3位は性差があり、男性では「浦臼町外の施設に入所したい」、女性では「町外の子どもと同居するか近くに引っ越したい」となっています。

(4) 自宅で生活していく中で有料であっても利用してみたい、ボランティアやサービスについての自由記載

- ・「除雪」「草取り」「車での移動時支援(通院や外出時の送迎)」「配食サービス」「買い物代行」等の回答がありました。

* 浦臼町の介護保険制度以外の高齢者等支援サービスのご紹介

① 除雪費用助成

家屋や敷地の除排雪に要した費用の助成を行います。除雪費用の2分の1を助成(5万円限度)

対象：70歳以上のみの世帯など

② 緊急通報装置の設置

ボタンを押すと消防につながる装置を固定電話に接続し、急病等の緊急時にそなえます。

対象：ひとり暮らし高齢者、高齢夫婦世帯、障がい者や持病で機敏に行動することが難しい方

お問い合わせ

浦臼町地域包括支援センター(福祉課介護福祉係) 電話：68-2288

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

公職選挙法第192条の規定による選挙運動に関する収支及び支出の報告書の要旨を次のとおり公表します。〈浦臼町選挙管理委員会〉

- 令和5年4月23日執行 浦臼町議会議員選挙（浦臼町選挙区）
- 公職選挙法第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額（法定選挙運動費用額）
1,100,200円

立候補者氏名	柴田典男	収入	その他の収入	128,150円
所属党派	無所属	支出	人件費	
出納責任者氏名	佐藤等		家屋費	
期間	4月7日～4月7日		通信費	
報告回数	第1回目		交通費	
報告書受理日	令和5年4月25日		印刷費	128,150円
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
		雑費		
		その他		
		計	128,150円	

立候補者氏名	川原外至男	収入	その他の収入	117,891円
所属党派	無所属	支出	人件費	50,000円
出納責任者氏名	川原外至男		家屋費	
期間	3月25日～5月2日		通信費	
報告回数	第1回目		交通費	
報告書受理日	令和5年5月2日		印刷費	33,000円
			広告費	
			文具費	
			食糧費	
		雑費	3,805円	
		その他	31,086円	
		計	117,891円	

立候補者氏名	中川清美	収入	その他の収入	349,670円
所属党派	無所属	支出	人件費	
出納責任者氏名	岡野浩幸		家屋費	
期間	3月1日～4月28日		通信費	74,800円
報告回数	第1回目		交通費	
報告書受理日	令和5年5月1日		印刷費	159,500円
			広告費	
			文具費	
			食糧費	114,620円
		雑費	750円	
		その他		
		計	349,670円	

立候補者氏名	砂場明	収入	その他の収入	315,488円
所属党派	無所属	支出	人件費	
出納責任者氏名	宮野政幸		家屋費	5,000円
期間	4月5日～5月1日		通信費	
報告回数	第1回目		交通費	
報告書受理日	令和5年5月1日		印刷費	129,170円
			広告費	143,000円
			文具費	
			食糧費	26,568円
		雑費	11,750円	
		その他		
		計	315,488円	

立候補者氏名	静川 広 巳	収入	その他の収入	120,870円
所属党派	無 所 属	支出	人件費	
出納責任者氏名	静川 広 巳		家屋費	
期 間	4月18日~4月22日		通信費	2,070円
報告回数	第 1 回 目		交印費	118,800円
報告書受理日	令和5年5月2日		広告費	
			文具費	
			食糧費	
		その他		
		計	120,870円	

立候補者氏名	野崎 敬 恭	収入	その他の収入	171,428円
所属党派	無 所 属	支出	人件費	
出納責任者氏名	泉田 清 隆		家屋費	8,133円
期 間	3月17日~5月4日		通信費	
報告回数	第 1 回 目		交印費	117,700円
報告書受理日	令和5年5月7日		広告費	
			文具費	
			食糧費	30,431円
		その他	15,164円	
		計	171,428円	

立候補者氏名	高田 英 利	収入	その他の収入	278,678円
所属党派	無 所 属	支出	人件費	
出納責任者氏名	高田 英 利		家屋費	
期 間	3月17日~4月22日		通信費	168円
報告回数	第 1 回 目		交印費	177,650円
報告書受理日	令和5年5月2日		広告費	3,517円
			文具費	7,520円
			食糧費	89,823円
		その他		
		計	278,678円	

立候補者氏名	小松 正 年	収入	その他の収入	330,551円
所属党派	無 所 属	支出	人件費	
出納責任者氏名	横井 正 男		家屋費	5,000円
期 間	3月10日~4月23日		通信費	4,620円
報告回数	第 1 回 目		交印費	212,520円
報告書受理日	令和5年5月2日		広告費	
			文具費	1,618円
			食糧費	47,554円
		その他	59,239円	
		計	330,551円	

立候補者氏名	土屋 慎 一	収入	その他の収入	113,884円
所属党派	無 所 属	支出	人件費	
出納責任者氏名	笠野 宏 之		家屋費	
期 間	3月20日~4月25日		通信費	
報告回数	第 1 回 目		交印費	56,153円
報告書受理日	令和5年4月28日		広告費	30,702円
			文具費	15,022円
			食糧費	11,257円
		その他	750円	
		計	113,884円	

農業者年金現況届は忘れずに提出を！

農業者年金の経営移譲年金や農業者老齢年金を受給されている方は、現況届を必ず農業委員会に提出してください。

農業者年金現況届は、年金を受給するために必要で、毎年行う手続きです。



現況届が届く時期は…

現況届の用紙は、5月末日頃に直接受給権者ご本人あてに送付されます。

現況届の提出時期は…

現況届は、6月1日から6月30日までに必ず農業委員会に提出してください。

現況届の提出を忘れると…

現況届の提出がないときは、11月の支払いから提出されるまでの間、年金の支払いが**差し止められます**のでご注意ください。

農業者年金のご案内

- 60歳未満の国民年金第一号被保険者であって年間60日以上農業に従事するものであれば誰でも加入できます。また、令和4年5月1日より年間60日以上農業に従事する60歳以上65歳未満の国民年金の任意加入者も農業者年金に加入できるようになりました。
- 農業者年金は積立方式・確定拠出型です。年金額が加入者・受給者数に左右されないため、少子高齢時代に強い制度です。中途脱退した場合も支払済保険料に応じた金額が年金として支給されます。
- 月額2万円から6万7千円までご自身のライフプランに合わせて保険料を自由に選択できます。保険料はいつでも変更可能です。また、35歳未満で認定農業者に該当しない等一定の要件を満たす農業従事者の方については月額1万円から加入できます。
- 認定農業者で青色申告者である等、一定の要件を備えた担い手に対して、保険料（月額2万円）の2割～5割の国庫補助があります（本人負担1万円～1万6千円）。
- 支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります（収めた保険料の15～30%程度の節税）。支払われる年金にも公的年金控除が適応されます。
- 年金は終身受給できます。加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合は、80歳までに受け取ると仮定した金額を一時金として遺族が受け取ることができます。

お問い合わせ 農業委員会事務局（浦臼町役場内） 電話：68-2298

砂川地区広域消防組合の 新型コロナウイルス感染症に関する対応

砂川地区広域消防組合では5月8日以降も消防体制維持のため当面の間、全ての庁舎において引き続き感染対策を実施しております。

職員と接触する場合は消毒及びマスクの着用をお願いすることがありますので、ご理解、ご協力をお願いいたします。

■お問い合わせ

砂川地区広域消防組合 消防本部 総務課 電話：54-2196

令和4年度 水道事業報告

西空知広域水道企業団

令和4年度下半期（10月1日～3月31日）に行われた、水道事業の概況をお知らせします。主な事業内容として、老朽水道管更新事業、水道メーター取替事業及び施設整備事業を実施しました。また、水質も定期的に検査を行い良好な状態を保っています。

1 建設改良工事の状況

(1) 配水管整備事業

現在、老朽配水管更新計画に基づき、供用開始40年を経過する水道管を順次更新しています。昨年度は、新十津川町547.7m、雨竜町65.5mの布設替えを行いました。

(2) 検定満了水道メーター取替事業

各戸に設置されている水道メーターは、使用期限が計量法により8年と定められており、期限が経過する水道メーターを取り替える事業です。昨年度は、新十津川町348台、雨竜町147台、浦臼町193台の合計688台の取り替えを実施しました。

(3) 施設整備事業

水道施設改修計画に基づき、西空知浄水場の膜モジュール24本更新、取水導水ポンプ場の魚類監視装置更新、恵岱別配水池の配水流量計更新、上総進増圧ポンプ場の配水ポンプユニット分解整備などを実施しました。

2 給水装置工事の状況

給水装置等の施工は、企業団に登録している指定工事事業者（現在25店登録）でなければなりません。令和4年度は、新設工事37件及び改造工事18件の申請を受け付けし、順次検査を行いました。

3 水質検査の状況

毎月水道水の水質検査を実施し、いずれも異常ありませんでした。

4 災害用物品の整備

災害に備え、応急給水用に各戸に配布するための給水袋を毎年購入し、備蓄しています。（400枚購入 164千円）

5 給水の状況

(1) 給水件数と給水人口

令和5年3月末現在

区 分	浦 臼 町	新十津川町	雨 竜 町	砂 川 市	合 計
給水件数(件)	672	2,573	994	17	4,256
給水人口(人)	1,549	6,332	2,133	53	10,067

(2) 用途別使用水量

令和4年度分

区 分	使 用 水 量 (m ³)				
	浦 臼 町	新十津川町	雨 竜 町	砂 川 市	合 計
家 事 用	94,036	403,604	139,293	2,963	639,896
業 務 用	17,759	93,853	48,425	0	160,037
浴 場 用	0	0	18,680	0	18,680
臨 時 用	0	29	25	0	54
合 計	111,795	497,486	206,423	2,963	818,667

(3) 給水量と日平均給水量

令和4年度分

区 分	浦 臼 町	新十津川町	雨 竜 町	砂 川 市	合 計
給 水 量 (m ³)	122,115	580,418	273,328	3,106	978,967
日平均給水量(m ³)	335	1,590	749	8	2,682

6 経理状況

(1) 収支の概要

上段：下半期 下段：令和4年度

収入科目	金 額	支出科目	金 額	差 引	備 考
収益的収入 (千円)	258,635	収益的支出 (千円)	324,227	△ 65,592	
資本的収入 (千円)	24,778	資本的支出 (千円)	122,749	△ 97,971	
収入合計 (千円)	283,413	支出合計 (千円)	446,976	△ 163,563	
	450,467		596,496	△ 146,029	

(収益的収支は税抜き、資本的収支は税込み)

(2) 資産の現在高 60億 980万9千円

(3) 負債の現在高 37億3,287万2千円

(4) 資本の現在高 22億7,693万7千円

- ・私たちの町に大規模な自然災害等が発生し、浄水場や配水管に被害を受けると、水道が止まってしまう場合があります。普段から水を確保し、万が一の事態に備えましょう。
 - ・生活保護・母子および父子・単身老人世帯の方は、それぞれの規定に該当すると料金が軽減されますので、水道企業団にお問い合わせください。
 - ・水道メーター検針員は登録制で、検針員に欠員が出た場合に、事前に登録した検針員候補者の方にお声がけをします。興味のある方は電話でご連絡ください。
- ※現在、検針員の欠員はありません。また、欠員が出る時期も未定です。

*お問い合わせは、西空知広域水道企業団 ☎76-2486 ホームページ <http://www.west-sorachi.server-shared.com/>

上下水道料金の軽減制度

浦臼町の上水道は西空知広域水道企業団で末端給水を行っています。水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

【軽減の対象となる世帯】

- (1) 生活保護世帯
- (2) 70歳以上の単身世帯
- (3) 母子および父子家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

- (2) の場合は道町民税が非課税の場合。
- (3) の場合は道町民税が非課税世帯および均等割のみの課税世帯の場合。

下水道料金に関し基本料金の軽減制度があります。

【軽減の対象となる世帯】

- (1) 生活保護世帯
- (2) 65歳以上のみで構成されている世帯
- (3) 65歳以上の者が同居する満20歳未満の親族を扶養している世帯
- (4) ひとり親家庭のうち児童扶養手当の受給者

以上のいずれかであってかつ、

- (2) の場合は道町民税が非課税の場合。
- (4) の場合は道町民税が非課税世帯および均等割のみの課税世帯の場合。

ただし毎年申請手続が必要ですので、該当の方は申し出てください。

軽減については**本人申請**となります。西空知広域水道企業団または浦臼町から該当する旨の通知はありませんのでご注意ください。

上水道の工事をする場合には西空知広域水道企業団の指定工事店、下水道の工事をする場合には浦臼町の指定を受けた工事店でなければ工事はできません。

工事をする場合には届出が必要になります。

お問い合わせ 建設課技術係 電話：68-2113
西空知広域水道企業団 電話：76-2486

令和5年浦臼消防演習の開催

○日 時：7月2日（日）14時00分から

○場 所：ピンネ農業協同組合浦臼支所前駐車場

※消防団招集のため、13時30分に防災無線によるサイレンを吹鳴いたしますので、火災と間違えないようご注意ください。



※令和4年浦臼消防演習の様子

はかり定期検査のお知らせ

商店、スーパーマーケット、食品加工場、学校、病院などで、取引や証明上の計量に使用するはかりは、**※1 検定証印等**が付されたものでなければなりません。

また、計量法第19条第1項の規定により、2年に1度、北海道知事が実施する定期検査を受けることが義務づけられています。

定期検査に合格したはかりには、「**※2 定期検査済証印**」が付され、継続して取引・証明に使用することができるようになります。

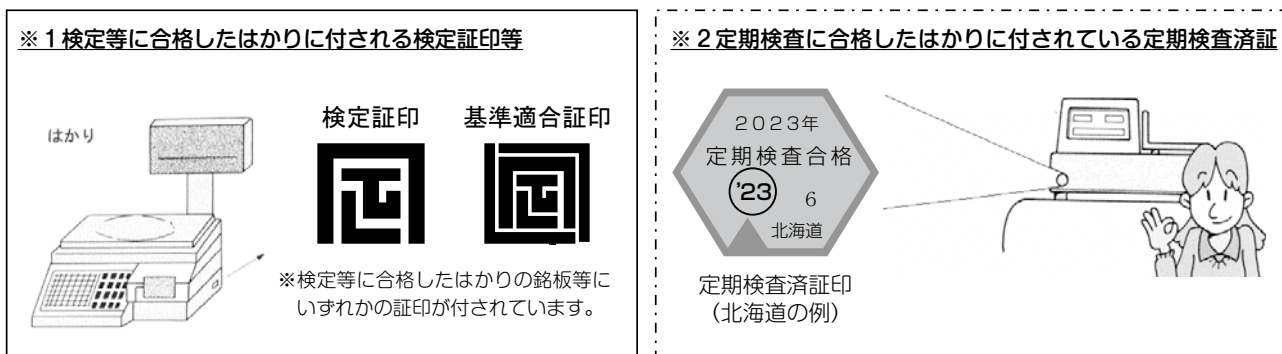
この検査を受検しなければ、取引や証明上の計量に使用することができませんので、御注意ください。

当町では、定期検査の実施期日前に、はかりを使用している事業所を巡回し、はかりの調査を行いますので、御協力をお願いします。

なお、検査日程は次のとおりです。

検査期日 7月7日（金） 9時30分～11時30分

検査場所 浦臼町役場車庫



お問い合わせ 産業課商工観光係 電話番号：68-2114

第17回 健康フォーラム「認知症をあきらめない」

日時：7月1日（土） 14：00～15：30

会場：砂川市地域交流センターゆう（砂川市東3条北2丁目3-3 JR砂川駅直結）

内容：①14：00～14：25

「よりよいねむりを考える」～くらしのヒントとくすりの話～

砂川市立病院 精神科 診療部長 畠山茂樹先生

②14：30～15：30

「アルツハイマー病になった母がみた世界」

東京都立松沢病院 名誉院長 齋藤正彦先生

案内役-砂川市立病院 認知症疾患医療センター長 内海久美子先生

*申込不要、参加無料

お問い合わせ 砂川市立病院 認知症疾患医療センター 電話：54-2131



令和5年建設・令和6年5月オープン!

多世代交流施設 愛称を募集 しています

賞品
町内商品券
1万円分!

『町民のみなさんが気軽に立ち寄れる憩いの場、交流の場』をめざす「多世代交流施設」の愛称を募集しています。詳しくは5月に全戸配布した応募要項（応募用紙）をごらんください。

1 募集期間

令和5年5月1日 ~ 令和5年6月30日

2 応募資格

町民であればどなたでも応募できます。
応募作品は1人1点とします。

3 愛称の基準

①親しみやすく、覚えやすいもの ②施設のイメージを表現したもの ③応募者自身が創作した未発表のもの ④他の著作物等からの流用や模倣を行っていないもの

4 例えば...

道内の主な公共施設の愛称

- ・南幌町子ども室内遊戯施設 → はれっば
- ・江別市民交流施設 → ぷらっと
- ・釧路町防災交流センター → まもりーふ など

浦臼町多世代交流施設愛称募集応募用紙（6月号）

※この応募用紙1枚につき、各愛称1点ずつ応募できます。

ふりがな		住所	浦臼町	電話	
名前					
年齢	歳	性別	男・女	※学生の場合は学校名と学年	学校 年
ふりがな 愛称					
名付けられた理由・意味 込められた想いなど					

お問い合わせ・応募先

役場2階/総務課企画係



今月の

粗大ごみ収集日

は 6月20日(火)

です。

6月13日(火)までに申し込みをされた方の戸別(訪問)収集日です。

※7月の収集日は7月18日(火)です。申込締切日は7月11日(火)です。



森 小夜子

知床の横断道路開通と
道新の記事春を告げおり

森 一喜

新球場観戦ツアーの妻と娘の
届くラインはバンザイ絵文字

めっきりとその数減りし鯉のぼり
泳ぐ家あり園児ら見上ぐ

本間 マキ子

黄水仙白き花瓶に飾られて
春がきたよと部屋は和みぬ

井下 隼子

紙風船年に一度の薬売り
みやげにもらい嬉し思い出

井川 恵美子

お供えのお菓子がひとつ消えていて
孫へのごほうび遺影はほほえむ

短歌

浦臼短歌会

自動車運転免許更新時講習会

優良運転手のみが受講できる講習会で、ご自宅に「運転免許証更新連絡書」が届きますので、滝川警察署砂川警察庁舎等で更新の手続き(申請等)を済ませ、「優良講習」対象者に該当するかどうか確認の上、受講してください。

更新手続きは、誕生日の前後合わせて2ヶ月間の間に行ってください。

とき 6月15日(木)・午後6時から
ところ 奈井江町文化ホール(JR奈井江駅前)

最終処分場放流水水質検査結果(4月分)

項目	水素イオン濃度 (pH)	浮遊物質量 (SS)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	化学的酸素要求量 (COD-Mn)	全窒素 (T-N)
採取日					
4月5日(水)	7.6	1未満	0.8	2.6	3.3
基準値	5.8~8.6	10以下	20以下	90以下	120以下

お誕生おめでとうございます

古橋 真守くん 和也さん 4月22日
智笑未さん 晩生内第3

おくやみ申し上げます

野崎 勇さん 81歳 5月6日
浦臼第3の2

ご厚志ありがとうございます 社会福祉協議会へ

社会福祉事業へ
匿名 1万7千円

故人の生前のお礼として

野崎 球子さん 浦臼第3の2
(故 野崎 勇さん) 5万円

ひとのうごき

男 776人 (-4人)
女 841人 (0人)
計 1,617人 (-4人)
世帯数 782戸 (-2戸)

()内は前月との比 ■ 4月末現在



はい!こちら119番



その他の出動	救助出動	救急出動	警戒	火災出動	区分	
					期間	期間
0 (0)	0 (0)	9 (39)	0 (0)	0 (0)	4月1日 ↓ 4月30日	4月分
0 (4)	0 (4)	30 (146)	0 (4)	0 (1)	1月1日 ↓ 4月30日	累計

浦臼町内の出動状況()内は奈井江・浦臼支署全出動状況

編集後記

今年も6月を迎え、あっという間に半年がたちましたね。歳を重ねるにつれて時の流れがだんだん早く感じるようになってきましたが、こんなに早いものなのかと痛感しながら今この編集後記を書いております。そんな私は今回で2回目の広報作成となりました。まだ2回目ですが色々なところに取材をいかせてもらっている中で感じたのは、自分で納得いく写真がとにかく撮れないということです。今までほぼ集合写真しか撮ったことない私にとって動いている人の写真を撮るということは予想以上にハードルが高く、ベストなタイミングで撮ったと思ってもしょぼぼたりフレームの中央にいないなど多々現場で悔しい思いをしております。今はまだまだですが、いずれは広報を見てくれた人から良い写真だねと思ってもらえるよう頑張っていきます。(稲部)

まいたうんTOPICS



▲鶴沼公園で中学生以下を対象に無料ボート乗船が行われました。当日は天気にも恵まれ、親子連れなどでにぎわいました。乗り終えた子ども達から「たのしかった！もう一回乗りたい！」との声があがっていました。
(5月5日/鶴沼公園)



▲ドローンを使用した主食用米の直播デモンストラーションが今中恵一さんのほ場で行われました。これは営農対策協議会によるスマート農業実証実験の一環として行われたもので、田植え(播種)作業期でのドローン活用の有効性を検討します。
(5月13日/今中恵一さんほ場)



▲晩生内神社で桜の植樹が行われました。この行事は昨年、晩生内地区で誕生した子ども1人につき桜を2本植樹するというもので、今年で3年目を迎えます。昨年12月に双子の赤ちゃんが誕生した江上亜樹さんは「生まれてきた赤ちゃんと同じようにすくすく育ててほしいです。」と話していました。(5月5日/晩生内神社)



▲交通安全教室が小学校で開催されました。児童達は講師の警察官から自転車に乗る際の注意点と交通マナーを教わったあと、先生達に見守られながら小学校の周りを1周し、安全な自転車の乗り方に対する理解を深めていました。(4月28日/浦臼小学校)

ご誕生おめでとございます!



ふる はし ま もる
古 橋 真 守 くん

令和5年4月22日生(晩生内第3)



保護者 古橋和也さん
智芙未さん



産まれてきてくれてありがとう!
お姉ちゃんと仲良くしてね^^

